

# 初心運転者標識などの 表示義務と保護



神戸ドライバースサポート

神戸・芦屋・西宮 ベーバードライバー出張教習 企業向け研修・講習

# 仮免許練習標識の表示義務

(道路交通法 第71条の5第1~3項)

## 表示対象者

仮免許  
練習中

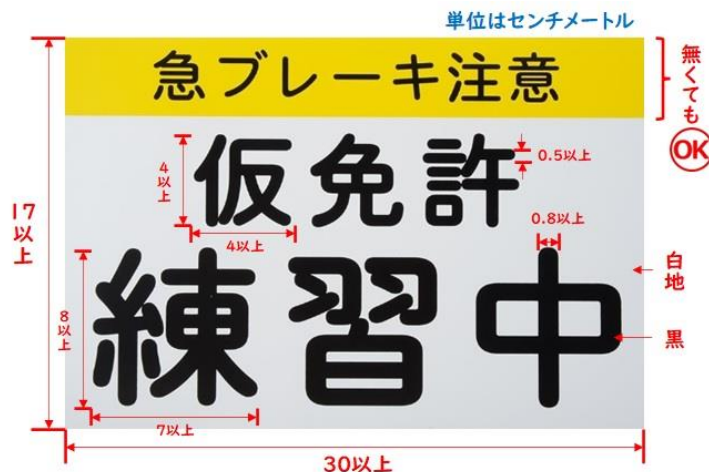
大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けないで運転練習するものは、仮免許練習標識をつけなければなりません

## 表示する位置

車の前と後ろの地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置に表示

(道路交通法施行規則 第15条の3)

## 仮免許練習標識の条件



(道路交通法施行規則

第16条・別記様式第11)

# 仮運転免許証で運転練習するときの注意

## 練習に同乗する者の条件

- ①その種類の自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のもの
- ②その種類の自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）
- ③教習所の技能教習に従事する教習指導員（運転免許の効力が停止されている者を除く。）

以上のものを同乗させ、**かつ、その指導の下に**、運転しなければなりません

**（道路交通法 第87条第2項・道路交通法施行令 第32条の6）**



Point!!

「**その指導の下に**」とは、同乗者が居眠りをしていたり、酒気帯び状態は認められないということです

教習指導員であっても、運転経験3年未満の者が教習以外のプライベートで同乗することは、違反となります

**高速道路・自動車専用道路及び交通の頻繁な道路**では、練習を行うことができません



# 初心運転者標識の表示義務

(道路交通法 第71条の5第1～3項)



## 表示対象者

準中型自動車または普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、免許取得後1年未満の者は、初心運転者標識をつけなければなりません(※免除規定あり)



令和2年12月1日以降に準中型免許を受けた者で、当該準中型免許又は普通免許を受けていた期間(免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して1年に達しない場合は、準中型自動車だけでなく普通自動車を運転する時も、表示する義務があります

## 表示する位置

車の前と後ろの地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置に表示  
(道路交通法施行規則 第9条の6)

## 免許取得後1年以上の者が表示しても良いか？

初心運転者以外のものが表示して運転することは、法律上予定されていませんが、表示しても違反とはなりません  
事故防止の見地から、運転を始めて1年未満の方や運転に自信がない方も表示することをお勧めします

# 高齢運転者標識の表示

(道路交通法 第71条の5第4項)



平成23年2月1日変更

## 表示対象者

普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、年齢が70歳以上の者は高齢運転者標識をつけるよう**努めなければなりません**

## 表示する位置

車の前と後ろの地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置に表示

(道路交通法施行規則 第9条の6)



従来の高齢運転者標識も当分の間使用できます



# 聴覚障がい者標識の表示義務

## 身体障がい者標識の表示

(道路交通法 第71条の6第1項第2項)

(道路交通法 第71条の6第3項)

### 表示対象者

準中型自動車や普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に当該免許に条件を付されている者は、聴覚障がい者標識を**つけなければなりません**

### 表示する位置

車の前と後ろの地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置に表示  
(道路交通法施行規則 第9条の6)

### 表示対象者

普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている者は、身体障がい者標識をつけるよう**努めなければなりません**

### 表示する位置

車の前と後ろの地上0.4m以上1.2m以下の見やすい位置に表示  
(道路交通法施行規則 第9条の6)



# 代行運転自動車について

## 代行運転自動車標識の表示義務 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第16条)



### 表示対象者

自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供するときは、代行運転自動車標識を**つけなければなりません**

## 随伴自動車の表示義務

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第17条)

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 第7条)

兵庫県公安委員会  
認定×××××号  
○○代行サービス  
代行 随伴自動車

定められた表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない

- ①自動車運転代行業者の名称又は記号
- ②認定を行った都道府県公安委員会の名称及び認定番号
- ③「代行」
- ④「随伴用自動車」

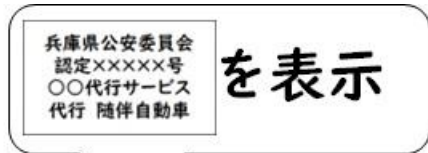


を表示



客車

お客様を乗せる  
運転者は二種免許が必要



を表示



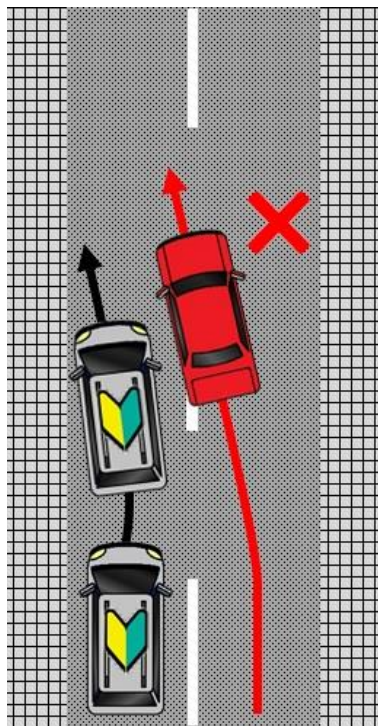
随伴車



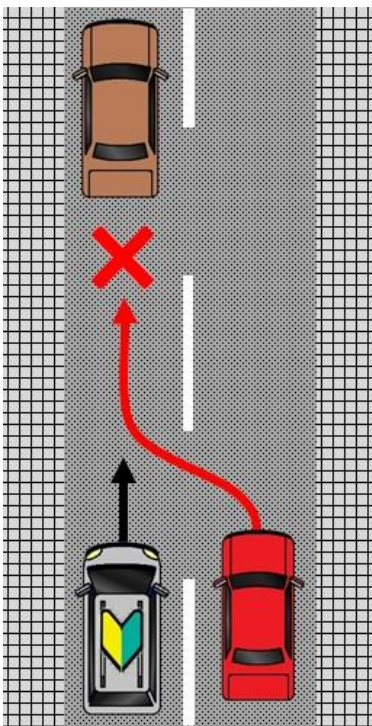
# 表示自動車への幅寄せや割り込みの禁止 (道路交通法 第71条5の3号)

自動車は、危険を避けるためやむを得ない場合以外は、初心運転者や仮免許練習標識、高齢者運転標識、身体障がい者標識、聴覚障がい者標識などを付けている表示自動車の側方に幅寄せしたり、**前方に無理に割り込んだり**してはいけません

幅寄せ



割り込み



Point!!!

「前方に無理に割り込んだり」とは、急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な車間距離を保つことができなくなることをいいます

# 出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート

検索



で、ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/>



**神戸ドライバーズサポート**

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習